

【公開版】

2021 年 4 月 21 日

日本原燃株式会社

保安規定変更申請補正予定箇所まとめ

以下に 2020 年 1 月 29 日の保安規定変更申請からの補正予定箇所を示す。

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
1	第 26 条	—	(以下、略)を削除	記載の適正化	P. 2	—	その他
2	第 29 条の 2 の 2	—	再処理の定義を別表 9 (第 32 条関連)の注釈から移動	記載の適正化(本文に規定されるため、本文の初出箇所に定義するのが適切であるため)	P. 2	—	2/24 ヒアリング
3	第 29 条の 4	—	「工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、」を再処理の定義の記載を踏まえ修正	記載の適正化(規定内で整合した表現とするため)	P. 3	—	その他
4	第 29 条の 6	第 12 条の 6	「その他自然災害」の対象が「地震等」であることを追加	その他自然災害の対象の明確化(「その他自然災害発生時の体制の整備」において、添付 1 の実施基準における地震のみならず、その他自然災害を包括的に含み整備するものであることを示すため)	P. 4	P. 3	4/14 ヒアリング
5	第 30 条	—	変更理由を「・火災発生時の体制の整備への変更」「・火災発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備への変更」に修正	記載の適正化(現行規定には地震発生時の措置も含まれるため)	P. 4	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
6	第 30 条の 3	—	安全上重要な施設等が、「安全上重要な施設」及び「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」を示すことの定義追加	安全上重要な施設等の定義を明確にするため	P. 5	—	2/24 ヒアリング
7	—	第 13 条	変更理由について資料 2-⑧にて説明している内容を記載	変更理由を明確にするため	—	P. 4	3/16 ヒアリング
8	第 88 条	—	従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示追加	廃棄物管理施設の運用との整合のため	—	—	4/14 ヒアリング
9	—	第 31 条	「社員等」を「社員等及び請負事業者等」に変更	記載の適正化（請負事業者等も含めて認識できる場所へ表示するため）	—	P. 5	その他
10	第 103 条	—	従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示追加	廃棄物管理施設の運用との整合のため	—	—	4/14 ヒアリング
11	—	第 41 条	「社員等」を「社員等及び請負事業者等」に変更。	記載の適正化（請負事業者等も含めて認識できる場所へ表示するため）	—	P. 5	その他
12	第 111 条の 2	第 49 条の 2	通信連絡手順の整備に記載されている「警報装置」の削除	警報装置は今後設置予定であるため	P. 7	P. 5	4/14 ヒアリング

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
13	—	第 49 条の 2	通信連絡手順の整備に記載されている「データ伝送」の削除	再処理事業指定基準規則第 27 条（通信連絡設備）及びその解釈に基づき、再処理事業指定申請書に記載した要求であり、廃棄物管理施設にはないため	—	P. 5	2/24 ヒアリング
14	第 111 条の 2	—	「設計基準事故」を「設計基準事故等」に修正	第 111 条の 3 と整合した記載とするため	P. 7	—	4/14 ヒアリング
15	第 111 条の 2	—	「設計基準事故等」の定義を追加	設計基準事故に至るおそれのある運転時の異常な過渡変化も踏まえたものであることを明確にするため	P. 7	—	4/14 ヒアリング
16	—	第 49 条の 2	「安全設計上想定される事故等」の定義を追加	安全設計上想定される事故等に至るおそれのある事象も踏まえたものであることを明確にするため	—	P. 5	4/14 ヒアリング
17	—	第 49 条の 3	「事業所内の人の退避のために用いる」を「安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる」に修正	第 49 条の 2 と整合した記載とするため	—	P. 5	4/14 ヒアリング
18	附則	附則	変更毎の附則として管理することとし、記載を修正（申請時はその申請回の附則のみ記載、完本に現在有効な附則を全て記載）	記載の適正化	P. 7	P. 5	1/29 ヒアリング

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
19	別表 7 の 3	—	変更後を「別表 9 に定める安全上重要なインターロック等」としているものについて「別表 9 1. に定めるインターロック等」に変更	記載の適正化	P. 13	—	3/16 ヒアリング
20	別表 7 の 3	—	各インターロックの機能分類の記載を再処理事業指定申請書に合わせて修正	再処理事業指定申請書との整合のため	P. 16	—	3/16 ヒアリング
21	別表 9	—	表中の項目「安全上重要なインターロック等」を「保安上特に管理を必要するインターロック等」に変更 燃料取出設備の欄に記載される「左記の安全上重要なインターロック等」については「左記の保安上特に管理を必要するインターロック等」に変更	記載の適正化（分割した 1.、2 の両表に整合した表項目とするため）	P. 16 P. 18	—	その他
22	別表 9	—	再処理の定義を別表 9（第 32 条関連）の注釈から削除	記載の適正化（本文に規定されるため、本文の初出箇所に定義するのが適切であるため）	P. 18	—	2/24 ヒアリング
23	別表 9	—	新旧対照表で省略している注釈を記載	記載の適正化（変更について明確にするため）	P. 18	—	3/16 ヒアリング
24	別表 9	—	別表 9 1. の注釈**について、2. にも適用されることを明確化	記載の適正化	P. 19	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
25	—	添付 1 1. 2 (3) a. (a)	「火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）のうちのあとの”、” 削除	記載の適正化	—	P. 8	3/16 ヒアリング
26	添付 1 1.4 (1) c.	添付 1 1.4 (1) c.	再処理施設と廃棄物管理施設で「に基づき」、「に基づく」の記載の違いを修正	記載の適正化	P. 23	P. 9	3/16 ヒアリング
27	添付 1 1.4 (2) m.	添付 1 1.4 (2) m.	消火活動に必要な設備の設置について、主語に「管理担当課長」を追加するとともに、「設置」を「管理」に記載変更	既に設置している設備もあり、設置後の管理の運用として記載する方が妥当であり、また、建屋内は各建屋の管理担当課が管理しているため	P. 23	P. 10	その他
28	—	添付 1 2.5	「可能な限りの対処を行う方針とする。」の「方針とする」を削除	記載の適正化（再処理施設保安規定との記載の統一のため）	—	P. 12	2/24 ヒアリング
29	添付 1 4.5	—	「工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、」を再処理の定義の記載を踏まえ修正	記載の適正化（規定内で整合した表現とするため）	P. 27	—	その他

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
30	—	添付1 3.4 (1) c.	タイトルである「制御室の居住性確保に関する対策」を変更	記載の適正化（内容は居住性が損なわれるおそれがある場合の対応であるため）	—	P. 13	3/16 ヒアリング
31	—	添付1 3.6	火山影響等発生時における廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置の判断基準の記載を修正	記載の適正化（再処理施設保安規定との記載の統一のため）	—	P. 13	2/24 ヒアリング
32	別紙	別紙	変更理由の最後の記載の適正化における章番号、条番号、項番号及び号番号を実際に変更しているものについて記載するよう修正	記載の適正化	—	—	その他
33	別紙	—	2. (11) のタイトル「第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を7日間連続運転させるための燃料の配備及び供給手順整備の追加」から「及び供給手順整備」を削除	記載の適正化（自動供給であり、供給手順整備という記載には語弊があり、新旧対照表の記載とも整合していないため）	—	—	その他
34	—	別紙	第13条の変更（ガラス固化体受入時の他の貯蔵ピットにガラス固化体を移動可能であることの確認廃止）について、その他の運用変更に係る変更として記載追加	記載の適正化	—	—	3/16 ヒアリング

No.	該当する条番号等		補正内容	補正理由	新旧対照記載箇所		分類*
	再処理	廃棄物管理			再処理	廃棄物管理	
35	別紙	—	第 76 条の変更（作業管理に係る計画の運用の適正化）について、その他の運用変更に係る変更として記載追加	記載の適正化	—	—	3/16 ヒアリング
36	別紙	別紙	保安規定（最新認可版）の認可回次を以下のとおり変更する。 <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 3 月 4 日付け原規規発第 2103044 号をもって認可を受けた再処理事業所再処理施設保安規定 令和 3 年 3 月 4 日付け原規規発第 2103046 号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 	並行申請していた眼の水晶体の線量限度変更に係る保安規定認可申請が先に認可を受けたため。 なお、眼の水晶体の線量限度変更に係る保安規定認可申請と変更箇所についての重複はない。	—	—	その他